

令和元年第2回三笠市議会定例会

令和元年6月3日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 折笠弘忠氏
 - 4番 只野勝利氏
- 3 会期の決定
令和元年6月3日 22日間
令和元年6月24日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 報告第 5号 | 議会運営委員会所管事項調査報告について |
| 日程第 6 | 報告第6号から報告第8号までについて |
| 日程第 7 報告第 9号 | 平成30年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 8 | 報告第10号及び報告第11号について |
| 日程第 9 議案第39号 | 令和元年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について |
| 日程第10 | 議案第40号から議案第42号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第11 | 議案第31号から議案第38号までについて |
| 日程第12 | 議案第43号及び議案第44号について |
| 日程第13 | 議案第45号及び議案第46号について |
| 日程第14 議案第47号 | 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について |

○出席議員(10名)

議長	8番	武田 悌一氏	副議長	7番	谷内 純哉氏
	1番	赤川 征視氏		2番	浅尾 三吉氏
	3番	折笠 弘忠氏		4番	只野 勝利氏
	5番	畠山 幸氏		6番	澤田 益治氏
	9番	儀惣 淳一氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長 総務福祉部長兼 危機管理室長事務取扱	西城 賢策氏 金子 満氏	副市長 総務課長兼 総務秘書係長事務取扱	右田 敏氏 藤井 陽一氏
企画財政部長	小田 弘幸氏	企画調整課長	三好 智幸氏
税務財政課長 教育長兼 教育委員会次長事務取扱	柳谷 忍氏 高森 裕司氏	経済建設部長 学校教育課長	三宅 博文氏 音羽 英明氏
病院事務局長 監査委員	三百 苺宏之氏 内田 克広氏	消防長 監査委員事務局長	辻道 元信氏 豊口 哲也氏

○出席事務局職員

議会事務局長	中原 保氏	議会係長	花井 志夫氏
--------	-------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関並びに企画調整課から撮影の申し出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和元年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番折笠議員及び4番只野議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月24日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、22日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、5月14日付で部長職2名が退職し、5月15日付で部長職2名の人事異動、5月23日付で部長職2名、課長職6名、係長職1名の人事異動の発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第2号の市工事についてであります。幌内住吉共同浴場ボイラー更新工事ほか6件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

その中で、市役所庁舎の木質バイオマスボイラー設備の工事に着手し、早期稼働に向けて工事を進めているところでございます。

最後に、報告第3号の火災発生についてであります。5月10日午後9時9分に幌内町1丁目の一般住宅で火災が発生しました。約8時間30分後、午前5時30分ごろに鎮火しましたが、2階建て居住専用住宅が全焼となり、その他石づくり2階建て倉庫も全焼、公営住宅敷地内の枯れ草なども約52平方メートルが延焼しました。

入居者については、外出中のため、けがもなく無事でありました。

出火原因、損害額につきましては、現在、調査中であります。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(武田悌一氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

谷津議員。

◎10番(谷津邦夫氏) この人事発令については市長の権限事項でありますので、人については特に問題があるわけではありません。

そこで、市長がいわゆる特別職ということで、今回、副市長、教育長を新たに発令されて、これについては内部登用ということで非常に私どもは考えているのは、職員からそういう登用者ということは、これからの職に対する非常に明るい展望も出ておりますし、これからのためにも大変よかったなという人事だというふうに思っております。

そこでお尋ねしたいのは、ここに5月15日付で市長部局のほうの人事発令をした後

に、16日に新聞報道で一連の人事について報道されました。そのときに私は驚いたのは、議会事務局長が動いているのに、私どもの議会、立法機関として、やはりここまで事務局長を動かすのに私ども議員が知らないということが果たしてどうだろうと、非常に私も驚きました。それまで、やっぱり総務福祉部長から大変詳しいいろんな話も今までは対応してもらっていますが、新聞を見て一般市民と同じに私どもが知るということが果たしてその対応策はどうだったのかということで、今、質問させてもらっていますので、何か議会軽視というふうに捉えられても仕方がないのではないかとというふうに思いますが、見解があればいただきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 副市長。

◎副市長（右田 敏氏） 今の質問の件でございますが、15日付で内示を行いました。23日付の発令ということでございます。内示につきましては、通常、内示の発表日または遅くても翌日までには議員の皆さんにも御報告させていただいているというのが現状でございます。

当日、15日付で内示を行ったわけなのですが、このときに本来その日に回るべきものが翌日の朝になってしまったということがございました。この部分が今回の対応の中で何か議会軽視ということではなく、あくまでも今までの流れの中で私どもは対応させていただこうというふうに思ったのですが、ただ、報道のほうに流すのが通常であれば内示の日に夕方、新聞の報道のほうに回すわけなのですが、翌々日に一般的に流れていたのが現状でございます。今回、翌日の朝刊に私どもの内示が出たということでございまして、今、谷津議員がおっしゃりますように、議員の皆様にも御報告する前に新聞のほうに出してしまったということがございました。現状としては今のような状況でございます。決して議会軽視という考え方ではございませんので、手続の関係で報道のほうに先に出してしまったということでございますので、今後このようなことのないような対応をしていきたいというふうに考えてございます。

そういうことで、報道のほうに先に出たことに対しましては非常に申しわけなく思っておりますので、今後こういうことのないように対応していきたいというふうに思っておりますので、御了承いただければというふうに思います。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第2号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第5号 議会運営委員会所管事項調査報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第5号についてを議題とします。

本報告については、議会運営委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第6号から報告第8号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第6号から報告第8号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第6号工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分から報告第8号平成30年度三笠市一般会計補正予算（第9回）の専決処分まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第6号工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、データ及びサービス等を標準化の対象に追加するための工業標準化法の改正により、法律の用語が改正されたことに伴い、用語整理のため、必要な措置を行うものであります。

改正の内容は、「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改めるものであり、この用語が入っている三笠市情報公開条例のほか、3条例の改正を行うものであります。

施行期日は、令和元年7月1日ですが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により、令和元年5月20日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第7号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、平成31年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

今回の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴う個人住民税に関する改正のほか、住宅借入金等特別税額控除の適用の延長、非課税措置の拡充、軽自動車税の環境性能割及びグリーン化特例に関して改正を行うものであり、4月1日からの賦課に適用する必要があるため、3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号平成30年度三笠市一般会計補正予算（第9回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、平成30年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額116億3,019万7,000円に5億円を追加し、予算の総額を121億3,019万7,000円としたものであります。

内訳については、特別交付税が国への働きかけにより増額決定となったなど、予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から3月31日に専決処分を行ったものであります。

いずれも本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告第6号から報告第8号まで一括して報告といたしますので、御理解、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第6号について、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第6号工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

これより討論、採決に入ります。

報告第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第7号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第7号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第8号平成30年度三笠市一般会計補正予算(第9回)の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第9号 平成30年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長(武田悌一氏) 日程の7 報告第9号平成30年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第9号平成30年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

今回の報告は、平成30年度補正予算で議決を受けている消費税対策プレミアム付商品券事業費、道路橋りょう新設改良事業費、空調設備整備事業費の小学校分及び中学校分、三笠運動公園交流促進施設整備事業費に係る繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を令和元年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、報告第9号について質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第9号については報告済みとします。

◎日程第8 報告第10号及び報告第11号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第10号及び報告第11号についてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第10号及び報告第11号については、報告済みとします。

◎日程第9 議案第39号 令和元年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第39号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第39号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額103億721万円に変更はなく、歳出の総務費において、名誉市民に要する経費として、三笠市名誉市民青木銀一様の逝去に伴う弔慰金及びしのぶ会の経費を措置するもので、財源については、基金積立金のうち財政調整基金を減額し措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第39号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第39号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第39号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第10 議案第40号から議案第42号までについて

（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第40号から議案第42号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和元年度市政執行方針及び教育行政執行方針の説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和元年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 令和元年第2回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、このたびの選挙において、市民の皆さんの力強い御支援と心温まる御厚情により、2期目の市政を引き続き担わせていただくこととなりました。

このことは、市民の皆さんからの大変重い信託をいただいたと受けとめ、その重責を痛感し、市民の皆さんにお示した政策の実現に向け、決意を新たに「希望に満ちた元気産業都市づくり」に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

本年は、元号が平成から令和に改められ、新たな時代へと移り変わった節目の年でもあります。

国としても本年が第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年であり、総仕上げとして極めて重要な1年と位置づけ、引き続き地方の活力を上げるため「地方創生」を進めております。

人口減少は、全国的な問題でもありますが、4大プロジェクトをはじめとする各種施策を展開し、この難題に取り組み、育ちつつある芽を確実に幹とし、枝とするよう全力で取り組んでまいります。

さらに本市は、誇りと挑戦を根幹に置く「第8次三笠市総合計画」などを踏まえ、国の動向を注視しつつ、新しい発想をさらに取り入れ、着実なまちづくりに取り組んでまいりますので、市民並びに市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を賜りますようお願い

申し上げます。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

一つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、二つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この二つの考え方にに基づき、市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう、着実な学力の向上はもとより、文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、三笠高校については、毎年、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績をおさめており、市民に元気を与えています。

今後とも授業や高校生レストランでの研修を通して、食による交流人口の増加に努めるほか、運動公園内に地元出身者等の絵画などを展示する施設を整備し、市民が芸術を鑑賞する機会の拡充を図るとともに、相乗効果によるさらなる交流人口の増加に努めてまいります。

さらに、高校生レストラン市民応援事業については、生徒たちの料理を広く市民に食べていただけるよう、食事代の半額助成を継続してまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

農業については、日本型直接支払事業、タマネギ生産性改善事業、新規就農者や農業後継者の育成・確保のほか、農業経営の安定化と競争力の強化を図るため基盤整備を検討してまいります。

さらに、農産物の販路拡大に向け、農業団体等と連携し地元で生産される農産物のブランド化やワインフェスタの開催のほか、道内外で行われているフェア等に積極的に参加するとともに、国の中山間地域等所得向上支援対策事業を活用し、農業者みずからが行う施設整備等に対し支援してまいります。

また、農業体験ツアーの受け入れ拡大を図り、農家レストラン等と連携するとともに、地元農産物の魅力を発信し、地域経済の活性化を図ってまいります。

経済・産業活性の取り組みについては、引き続き産業界と議論を行い、既存制度の拡充も含め、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

また、商工業及び起業化については、引き続き商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度により、商工業者が新たに取り組む事業や起業者に対する支援を行い、地域経済の活性化に努めるほか、独自事業として市民に向けたプレミアム商品券を発行し、購買意欲

の促進等を図ってまいります。

また、食に対する取り組みとして、商工業者・三笠ジオパーク・三笠高校などと連携した商品の開発に取り組み、市内外からの観光客等に対し、三笠ならではの魅力発信を行うとともに、販売拠点となる観光協会や高校生レストラン物販コーナーの一層の発展に努めてまいります。

さらに、高校生レストランを拠点とした「食街道づくり」を目指し、北海道の食と観光の施策に注視しながら、農業やジオパークとも連動した食と観光によるまちづくりとするよう本市の特色や地域資源を生かし、市民、事業者、関係団体、市が協働して地域活性化を図るため、食の基本条例の制定に向けた取り組みを進めてまいります。

中心市街地再整備については、市民の買い物環境の確保と観光PRや交通の利便性の向上に向けた整備のため、関係する商工会等と連携して取り組んでまいります。

石炭地下ガス化の調査研究については、引き続き室蘭工業大学と連携し、複数の資源をあわせた基礎実験や実証試験に向けたサポートをしてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業へのアプローチを図り、工業団地等の販売促進に努めるほか、民間所有の遊休地の有効活用に向けた取り組みを検討してまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに実施している事業に取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取り組みや求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、指定管理者と連携し、引き続き徹底した施設管理を行うとともに、三笠ジオパークとも連動させ、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

また、各種イベントを継続実施していくほか、近年、増加傾向にあるサイクリング観光や外国人観光客の誘客に努めてまいります。

さらに、ダム工事にかかわるインフラツーリズムとして、ツアーの開発を国や旅行業者などと連携するなど、観光を通して交流人口の増加と経済振興につなげてまいります。

桂沢湖周辺の開発については、関係機関との協議を鋭意進めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も住民の足である民間公共交通の維持や市営バスの運行を守るため、経費節減に努めながら運行維持を図ってまいります。

また、市民の交通の利便性向上のため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置などに向け、引き続き関係機関への要望に取り組んでまいります。

冬の環境については、老朽化した車両を除雪ドーザーへと更新し、作業の効率化を図るとともに、国や北海道と連携をとりながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪及びぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、みどりが丘環境センターの車両等の更新を実施し維持してまいります。

市営墓地については、近年の墓じまいの社会情勢に対応するため、清住墓地に室内合葬墓を整備し、墓地の環境整備に努めてまいります。

また、幌内住吉共同浴場については、老朽化したボイラーの更新整備を実施してまいります。

市営住宅については、現在、進めている榊町団地建替事業をはじめ、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する老朽市営住宅の計画的な除却を進め、地区内集約化を図ってまいります。

また、子育て世帯等を対象とした岡山地区の道営住宅の整備について、本年度に2期工事の2棟9戸が着工予定であり、3期工事の早期着手、完成に向けて北海道に要請してまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業、若者移住定住促進家賃助成事業、住宅建設等費用助成事業及び若者移住定住促進住宅建設費用助成事業を引き続き実施し、移住及び定住促進を図ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な送配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、雨水浸水のソフト対策として引き続き内水ハザードマップの作成を実施するとともに、ストックマネジメント制度を活用して、浄化センター等下水道施設の効果的な更新を図るため、詳細設計を実施するほか、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの堤体工事が、順調に進んでおり、新桂沢及び三笠ぼんべつ両ダムの早期完成を目指し、引き続き関係機関に要請してまいります。

森林資源の保護については、市有林環境保全整備事業を計画的に実施してまいります。

また、市内にある森林資源を有効活用するため、再生可能エネルギーとしてエネルギーの地産地消を目指し、まずは公的施設での活用に取り組んでまいります。

道路・橋梁・河川・公園については、計画的に整備するとともに、サンファーム周辺の浸水被害対策として、雨水調整池整備のための調査、設計を実施してまいります。

また、道道関係の整備については、引き続き北海道へ要望してまいります。

情報通信環境については、光通信網が市内の広範囲に整備されましたが、一部の地域においてはまだ未整備となっているため、エリア拡大について、引き続き通信事業者へ要望してまいります。

また、市内のWi-Fi環境について、防災や観光の拠点等における住民や来訪者の情報収集等の利便性を高めるため、引き続き実施してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、就労及び自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない方に対する第2のセーフティネットとして、広域連携による相談支援等に取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・児童館の環境整備、本市幼児教育の存続及び待機児童の解消等を目的とする「幼保連携型認定こども園」の開設準備や本年10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化に加え、本市独自の保育所使用料助成事業、乳児紙おむつ購入費用助成事業、子育てサロン事業を引き続き実施し、幼児期の保育・子育て支援の拡充や質の向上を図ることで子育てしやすい環境を整え、商品券などで支援することにより市内経済の活性化も推進してまいります。

なお、消費税率の引き上げに伴う対策については、低所得者及び子育て世帯への影響緩和等を目的に、国の財政支援のもとプレミアム付商品券の発行を実施してまいります。

また、新婚支援策として新生活のスタートアップに係る費用など、一定の経済的負担を軽減することで、定住対策に努めてまいります。

さらに、ひとり親家庭への支援として、経済的自立及び生活の安定に資する能力開発や資格取得をサポートするため、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業を実施するとともにシングルマザーに対し、引っ越し代や一定の生活支援を図ることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

新たに妊婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の通院に係る交通費の一部助成や、子供を望む夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、不妊治療の一部助成を実施します。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、必要な医療が適切に受けられる環境を維持する必要があります。

そのため、本市の基幹病院である市立病院においては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材の確保に努め、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、可能な限り住みなれた地域で診療が受けられるよう、現行の体制を堅持してまいります。

なお、将来的に市立病院を、どのような規模でどう維持存続していくかについては、将来の人口規模を踏まえつつ、超高齢社会の中で、どのような医療機能が必要かということを考えながら、市立病院のあり方を検討する会議の中で、しっかりと議論してまいります。

国民健康保険については、昨年度からの都道府県化に伴うさまざまな制度改革に対応できるように国保事業の健全な運営に努めてまいります。

また、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施するほか、口と周囲の筋力強化による口腔機能向上や脳の活性化に取り組み、健康寿命の延伸等に努めてまいります。

健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用を助成するほか、中学2年生を対象に胃がんのリスクを抑えるピロリ菌検査や除菌費用の助成を引き続き実施してまいります。

インフルエンザ予防接種の費用助成事業については、引き続き高校生まで実施してまいります。

高齢者福祉については、「第7期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

介護保険については、団塊の世代が75歳を超える2025年を見据えて「第7期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第4期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成を引き続き実施するとともに、社会福祉事業団が運営する障害児通所支援事業所「かざぐるま」では、心身に障害や発達におくれを持つ児童・生徒に適した生活・学習指導などが行われており、保育所や学校などと連携強化を図ってまいります。

また、「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」に基づき、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、依然として高齢運転者や飲酒運転による交通事故が社会問題となっていることから、関係機関や各団体と連携して、積極的に啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

空き家対策については、管理不全な空き家等に対して引き続き所有者などに管理指導を行うとともに、法律等に基づき特定空家等に認定し、対策を図ってまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携し啓発活動や

相談体制の確保に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりのため、地域の防火活動や救命率の向上を目指した講習会の開催、また、消防機材の更新整備を行い、消防力の充実強化を図ってまいります。

火災予防対策については、火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理の周知や、高齢者等への安全対策に重点を置いた防火指導を推進するとともに、地域や事業所等と連携をとりながら防火管理体制の強化に努めてまいります。

防災については、地域防災力の向上に向けて、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、自然災害に対応するため、町内会や学校などを対象に防災教育に取り組み、安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいります。

また、愛の鐘放送設備については、機器更新を行うため実施設計を実施するとともに、非常食などの防災用備蓄品についても整備し、市民の安全、安心に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史や資源を総合的に活用し、引き続き北海盆おどりや博物館特別展を実施してまいります。

また、三笠ジオパークについては、認知度が上がり年々入り込み客数が増加傾向にありますが、さらなる工夫を重ね、日本ジオパーク委員会より評価を得ている学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行の誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーなどの実施のほか、日本遺産に認定された空知地域の歴史や風土を十分に活用し、ジオパークの効果をより発揮できるよう努めてまいります。

さらに、認定時に課題とされている地形地質の学術調査や無形文化遺産の整理などについても引き続き実施し、次回の再認定審査までにその課題について解決してまいります。

なお、中央の文化に親しむ機会の創出等を目的として、引き続き市民の元気づくり講演会を実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促し、地域住民と連携した環境美化などを目指すほか、市政懇談会や多くの審議会等のほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、市役所が市民により近い存在になれるよう地区市民センターに出向き、相談活動を行うほか、集いの場としてのコミュニティ拠点の強化を図ってまいります。

行政運営については、引き続き行政改革に取り組むほか、働き方改革を一層推進し、業務の効率化及び業務量の平準化を進め、生産性の向上を図ることにより、職員が心身ともに健康な状態を保つこと、また、庁舎駐車場に融雪槽を設置し、冬期間における雪の堆積を極力減少させることにより、市民が1年を通じて安心して来庁できる環境整備に努め、

住民サービスの向上につなげてまいります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどで本市の認知度向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、遠距離通勤者に対し通勤費用の一部の助成により、本市が札幌圏等への通勤圏等であることを強くアピールすることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

財政運営については、今後の地方交付税の動向が懸念されることから、一層の経費節減に努め、的確な収入確保として、本市の重要な財源である市税について、納税意識の高揚と納税に誠意の見られない滞納者には法的措置による滞納処分を実施するほか、引き続きふるさと納税の収入確保に努めるなど、健全な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、小さくてもキラリと光るまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、そして本市に帰ってこられる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に幹として、そして枝として育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう「第8次三笠市総合計画」及び「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の確実なる推進を図り次期計画へもつなげていくよう、これからも明るい未来に向けたまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む、私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和元年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長高森裕司氏 登壇）

◎教育長（高森裕司氏） 令和元年第2回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人工知能をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、社会が大きく変化している今日、未来に向け持続可能な社会を構築していくためのづくり手を育成することが重要な教育課題となっております。

北海道においては、全ての子供たちに、予測困難で変化が激しく、多様性が高まる社会において、自立して生き抜く力や互いを思いやり、支え合う、優しい心を育むことを教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育む

とともに、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を深め、地域を知ることによって、三笠で生きること誇りをもち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を推進してまいります。

さらに、市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただくため、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、あらゆる機会、あらゆる場所で生涯にわたって学び続けることのできる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の重要性を踏まえ、国が無償化を実施するまでの期間、幼稚園授業料等助成事業を継続し、翌年度から新たな事業者のもと幼保連携型認定こども園が開設されることから、在園児のスムーズな移行に向けて、必要な支援を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上未来塾推進事業を引き続き実施するとともに、小中一貫コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めてまいります。

また、英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図るとともに、小学生の給食費無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して支援員を配置するなど、必要な支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

三笠高等学校については、「愛され続ける学校づくり」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を生かした教育活動を展開し、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、授業のほか高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか、接客や経営力など、食のスペシャリストとしての総合力を身につけさせるとともに、引き続き、料理教室や料理コンクールなどを開催し、食による地域活性化や交流人口の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を生かす機会の提供など、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、新成人が思い出に残るような魅力ある成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、運動公園内に、地元出身者等の絵画などを展示する施設を整備し、市民が芸術を鑑賞する機会の拡充を図るとともに、相乗効果によるさらなる交流人口の増加に努めてまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取り組みを実施してまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き、小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちによりよい読書環境を提供していくほか、市民から図書のリクエストに応えるなど、利用しやすい図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組むとともに、パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、効率的かつ市民が利用しやすい施設として、引き続き、指定管理者により運営してまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石、古生物を生かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、さらなる利用者の拡大を目指し、太古から現在まで海に生息していた大型生物たちの化石・骨格などを展示する特別展「マリタイム！海の爬虫類と哺乳類たち」を開催してまいります。

以上、令和元年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会との連携を一層緊密なものとし、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいる決意でございます。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第40号から議案第42号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第40号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第2回）から議案第42号令和元年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第40号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第2回）についてですが、本年度は統一地方選挙の年であったことから、当初予算は4月から対策を講ずるべき事業について必要性、事業性を十分に精査し措置した骨格予算でありました。

今回の補正は、さきに延べました「市政執行方針」を踏まえ、市民の皆さんにお示した政策の実現に向けた内容などについて提案するものであります。

補正額につきましては、既定予算額103億721万円に2億7,233万4,000円を追加し、予算の総額を105億7,954万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。避難所等の施設へのWi-Fi環境整備や高齢者の介護、疾病予防などの健康増進を図るいきいきライフ健康づくり事業、同報系防災無線の整備に伴う実施設計など議会費から教育費までの9款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源を増額するほか、一般財源については基金積立金のうち、財政調整基金積立金を減額し措置するものであります。

次に、議案第41号令和元年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてですが、今回の補正は、既定予算額13億8,472万9,000円に変更はなく、歳入については、低所得者保険料の負担軽減に伴い、介護保険料1,031万1,000円を減額し、この見合い分を一般会計繰入金から増額するものであります。

最後に、議案第42号令和元年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてですが、今回の補正は、医事業務委託の更新に伴い必要となる費用を措置するものであり、収益的支出において経費のうち委託料を1,614万円増額するとともに、資金不足額が発生しないよう修繕費を同額の1,614万円減額するものであります。

また、来年度以降も継続した費用の支出が見込まれるため、債務負担行為の補正を行うものであります。

以上、議案第40号から議案第42号について一括して提案説明といたしますので、御

審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明及び議案第40号から議案第42号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明及び議案第40号から議案第42号までについての質疑は、6月17日からの大綱質問により行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第31号から議案第38号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第31号から議案第38号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第31号三笠市森林環境整備等基金条例の制定から議案第38号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第31号三笠市森林環境整備等基金条例の制定についてであります。本条例は、本市の区域内に存在する森林の整備等及び林業の促進に要する経費に資するための基金を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、基金の積み立てや運用益金の整理、基金の処分などについて定めるものであります。

施行期日は、令和元年7月1日であります。

次に、議案第32号三笠市証明等事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消費税率の引き上げ及び平成26年以降、改定を見送ってきた使用料、手数料について実情に見合った見直しを行い、公平で公正な受益者負担とするため、必要な改正を行うものであります。

使用料及び手数料の見直しに当たっては、従来どおりの考え方で算定を行い、現行使用料と比較し、引き上げ率2%の上限を基本として見直しを行うものであり、改定の内容は、使用料等の項目及び額等について、三笠市証明等事務手数料条例ほか17条例を一括して改正するものであります。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

次に、議案第33号三笠市災害弔慰金条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ますが、今回の改正は、災害弔慰金の支給に関する法律の改正を踏まえ、災害援護資金の貸し付けに関する規定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、被災者の返済負担の軽減と支援の充実を図るため、貸付利率を1.5%に引き下げるとともに、償還方法に月賦を加え、被災者の実情を考慮した保証人の要件緩和を行うものであります。

施行期日は令和元年7月1日ではありますが、平成31年4月1日以降に生じた災害から適用するものであります。

次に、議案第34号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてではありますが、今回の改正は、令和2年4月からの認定こども園の開園に伴い、三笠保育所を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠保育所の設置、保育時間及び定員等に関する規定を削るものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第35号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてではありますが、今回の改正は、介護保険法施行令の改正を踏まえ、介護保険料の軽減強化を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、介護保険料の所得区分が第1段階から第3段階に該当する低所得者の保険料を減額するものであります。

施行期日は令和元年7月1日ではありますが、平成31年度分の保険料から適用するものであります。

次に、議案第36号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてではありますが、今回の改正は、当該条例規定の基準を定める総務省令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する規定の整備を行うものであります。

施行期日は、令和元年7月1日であります。

次に、議案第37号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてではありますが、今回の改正は、市営住宅の建てかえ及び除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地の建てかえに伴う規定の整備を行うほか、榊町団地及び金谷町団地の除却に伴う規定の整理を行うものであります。

施行期日は、令和元年7月1日であります。

最後に、議案第38号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてではありますが、今回の変更は、令和元年度の追加事業として、「民間幼保連携型認定こども園補助事業」を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用することに伴い、現計画の一部変更が必要なため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議

決を求めるものであります。

以上、議案第31号から議案第38号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第31号から議案第38号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第43号及び議案第44号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第43号及び議案第44号についてを一括議題とします。

市長からの提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第43号及び議案第44号の動産の取得について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第43号の動産の取得についてであります。今回取得する動産は、戸籍電算システムの更新であり、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、同組合を通じて購入するものであります。

3月26日の見積もり合わせにより納入業者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は3,652万円で、納入業者は富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業部北海道支店であります。

次に、議案第44号の動産の取得についてであります。今回取得する動産は、除雪ドーザーの更新であり、5月28日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は1,917万円で、納入業者はコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店であります。

いずれも、予定価格が2,000万円以上の動産となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第43号及び議案第44号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第43号及び議案第44号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第45号及び議案第46号について

◎議長(武田悌一氏) 日程の13 議案第45号及び議案第46号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第45号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議及び議案第46号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の制定の協議について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第45号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてありますが、今回の提案は、北空知葬斎組合ほか二つの一部事務組合の解散による脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断したため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の制定の協議についてありますが、今回の提案は、さきに述べました戸籍電算システムの更新に合わせ、国の方針に基づきクラウド化を推し進めるため、戸籍システム共同利用への参入に伴い、戸籍電子情報処理組織の事務の管理及び執行を代表である仁木町へ委託することについての規約制定の協議を行うため、地方自治法第252条の14第3項及び同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第45号及び議案第46号について、一括して提案説明いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第45号及び議案第46号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第47号 三笠市職員懲戒審査委員会委員

の任命について

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第47号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第47号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

このたびの5月23日付の人事異動に伴い、三笠市職員懲戒審査委員会委員として、市の職員から任命していた右田敏委員の後任者として金子満氏を任命するため、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。お諮りします。

議案第47号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長（武田悌一氏） 日程の15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

人権擁護委員細川良昭氏の御逝去に伴い、後任候補者について山本美知子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

す。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、人格、識見などから人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定します。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、あす6月4日から6月16日までの13日間、休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

6月4日から6月16日までの13日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これをもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員